

政令第 号

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行に伴い、並びに同法附則第四条並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項、第十二条第一項第二十四号及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「に規定する政令」を「の政令」に改め、同項第一号中「含む」の下に「。次項第一号において同じ」を加え、同項第三号中「第二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同条第三項第一号中「前項第一号の」を「法第二条第一項第一号に該当する」に、「法第二条第一項第一号」を「同号」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第二号中「前項第二号の」を「法第二条第一項第二号に該当する」に改め、同項第三号中「前項第三号の」を「法第二条第一項第三号に該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第二条第一項第四号に該当する市町村にあつては、平成二十七年度の公営競技に係る収入の額

第二条中「、第二号及び第三号」を「及び第二号から第四号まで」に改める。

第三条第一項中「掲げる方法」を「定める方法」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「まで（）」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項及び第四項中「にあつては」を「には」に改め、「ニまで（）」の下に「これらの規定を」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。

この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第四号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十五年度から平成二十七年度まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第四号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第四号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項

第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第四号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

第四条第二項から第四項までの規定中「まで（」の下に「これらの規定を」を加え、「にあつては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。

この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十六年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第四号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十五年度から平成二十七年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十五年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第四号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十五年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「平成二年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成二十七年の人口」と読み替え

るものとする。

第六条第四項中「第十二条第一項第二十一号」を「第十二条第一項第二十二号」に、「の市町村計画」を「に規定する市町村計画」に改め、「単に」を削り、同条第五項中「第十二条第一項第二十二号」を「第十二条第一項第二十三号」に改め、同項第七号中「以下」の下に「この項において」を加え、同条第六項中「第十二条第一項第二十三号」を「第十二条第一項第二十四号」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「又は義務教育学校」を「若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校」に改め、「設備」の下に「（法第十二条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

第六条第六項第十二号を削る。

第十条を削る。

第十一条中「適用される」を「適用する」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「においては」を「には」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公共団体が、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）

による改正前の過疎地域自立促進特別措置法（以下この項において「旧過疎地域自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域内において旧過疎地域自立促進法第三十条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成二十九年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎地域自立促進法第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに追加された過疎地域の要件に係る数値の算定方法を定める等の必要があるからである。